

# どさんこ食育推進プラン（北海道食育推進計画【第3次】）概要

## 1 計画策定の趣旨・目的

- ・道では平成17年に「北海道食育推進行動計画」を、21年に「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画（第2次））を策定し、本道の食育を総合的に推進。
- ・この取組の中で、道民の食育への関心が高まり、各地で食育の取組が進む一方で、市町村における食育推進計画の作成の伸び悩み、道民の肥満の割合や児童生徒の朝食欠食割合が全国平均に比べ高いなど、意識と実態が必ずしも一致しない状況が見られることなどから、食育に関する一層の周知を図るとともに、実践を促していくことが必要。
- ・食育の意義、大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆さんと役割を分担しながら、効果的な食育の取組を推進するため、新計画を策定。

## 2 計画の位置付け

- ・食育基本法に規定する都道府県食育推進計画として位置付け。

## 3 計画の期間

- ・平成26年度から30年度までの5年間。

## 4 北海道の食育の現状と課題

### (1) 食育に対する理解と取組

- ・食育に関心がある道民の割合は増加傾向。直近では88%で目標の90%に近づく（H19年：77%）。
- ・健全な食生活実践のために食事バランスガイドなどを参考にしている道民の割合は65%。（計画目標：60%以上。H19年：56%）

### (2) 社会情勢の変化

- ・単独世帯、一人親＋子供世帯などが増加。また就業者に占める女性の割合は高い水準で推移。食料消費支出のうち生鮮食品の利用割合は全国で29%（S45年：47%）まで減少するなど食の外部化・簡便化が進展。

### (3) 食生活の変化と健康への影響

- ・道民成人の多くが脂肪エネルギー比率の適切な比率を超過。
- ・道民成人の肥満者の割合は全国平均より高く（全国：男性30.3%、女性21.5%、道：男性40.2%、女性29.5%）、20歳代道民女性のやせの割合は増加傾向。
- ・道民成人の野菜の摂取量（303g/日）は、全国平均と同水準だが目標（350g/日）には未達。
- ・道内の児童生徒の朝食欠食率は減少傾向だが、全国平均より高い。

- ・糖尿病が強く疑われる道民の数は推定で 29 万人。医療費は年々増加傾向。

#### (4) 地産地消・体験活動

- ・学校給食における地場産物（北海道産）の使用割合(金額ベース)は約 7 割。

#### (5) 環境関係

- ・道内での家庭の食べ残しの率は 1 %程度。
- ・学校給食で「いつも残す」割合は全国に比べ道内は高い。

#### (6) その他

- ・栄養教諭の配置数は現在全国 1 位。
- ・道内の市町村食育推進計画作成率は 26%で全国平均(65%)を下回る。

## 5 食育推進の視点

- ・食育は、道民一人ひとりの健康づくりだけでなく、「食」を産み出す産業、環境、文化といった多様な分野とかかわるもの。
- ・また、食育の取組は身近な食材や生産現場、食文化などに触れながら行われ、各地域で特徴的な食育が受け継がれることで、地域の豊かさを支えることにもつながるもの。
- ・さらに、食育は食に関わる課題解決にとって重要な取組。食の課題は、社会経済構造や国民の意識の変化に起因するもので、短期間に問題を解決することは困難であり、その解決には、食育の意義を再認識し、取組を継続的に進めることが必要。

## 6 目標

### (1) 食育の目標

#### **地域における多様な食育の継続的な実践**

- ・北海道は恵まれた自然環境を生かした我が国最大の食料生産基地。おいしく新鮮な食材、多様で豊富な食材を生かした郷土料理やアイヌ文化や道外の文化を継承した特色ある食文化、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、全国の中でも食育の取組を行うのに恵まれた環境を生かし、健康、産業、環境、文化など食育の多様な価値と地域に根差した食育を進めるための方策に留意しながら、食育の取組を継続的に進める。

### (2) 分野ごとの基本方針と取組

- ・食育の多様性を踏まえ、健康、産業、環境・文化の各分野及び食育を推進する基盤づくりの 4 つの基本方針に基づき、計 12 の柱を立て、取組を進める。

#### ◇方針 1 食をとおした健康の維持・増進

##### **①食と健康の関係を知る**

- ・食事の重要性を理解させるとともに望ましい食習慣の定着が図られるよう指導を行う。
- ・市町村の離乳食指導や栄養指導、教室活動の中での食育の推進やそれらに必

要な情報提供や歯科保健対策、市町村や事業所等が行う健診や健康教育などを相互に活用し、生活習慣病を予防する食の知識を普及できるような連携を推進する。

- ・学校、家庭、地域と連携した早寝早起き朝ごはん運動の推進する。

## **②栄養バランスを改善する**

- ・どさんこ食事バランスガイドの活用などにより食事バランスの向上に努める。
- ・「学校給食摂取基準」を踏まえ学校給食の食事内容の充実を図る。
- ・どさんこ食事バランスガイドなどを活用した食生活に関する正しい知識の普及や飲食店などでのガイド活用を促進する。
- ・栄養成分表示の店(ヘルシーレストラン)の登録を推進する。

## **③食の情報を正しく知る**

- ・正しい知識・情報に基づき食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けるよう指導する。
- ・JAS法、健康増進法などに係る食品表示に関する普及啓発を行う。

## **◇方針2 地域に根差した食関連産業への理解と支援**

### **④体験を通じて地域の農林水産業や食品産業を知る**

- ・家庭、総合的な学習の時間などで体験を通じ、農林水産業への理解を深め、生産者との信頼関係を築く。
- ・教育分野で地域の農林水産関係者等と連携した農業体験活動等を促進する。
- ・農業体験や講師派遣に対する支援など、食農教育を推進する。
- ・情報誌発行などにより食料自給率などを含め、農業・農村に対する理解を促進する。
- ・農村が有する自然や食を活用した都市と農村との交流を進める。
- ・地域の学校や行政などと連携し、出前授業や体験学習等を行う。
- ・森林・林業・木材産業についての学習機会の充実やきのこの栽培作業体験などの取組を行う。(木育の推進)
- ・食品加工研究センターなどの視察対応や関係する食品製造業者の取組紹介、ホームページでの見学可能な食品製造などに係る施設の紹介を行う。

### **⑤地産地消の理解を深め、実践する**

- ・地域で採れる新鮮な食材を食べ、本道の豊かな自然環境について子どもたちに教える。
- ・本道の豊かな地域の産物の学校給食への活用する。
- ・学級通信など活用し、保護者への地場産物利用の取組を紹介する。
- ・消費者と生産者の交流の場の提供する。
- ・道内流通業界などと連携した地産地消の取組を行う。

- ・各種情報の提供、生産者等による直接販売の促進など、消費者と生産者等との結びつきを強化する。
- ・北海道米道内食率の着実な維持、道内における道産小麦の利用促進、農畜産物、魚介類などの利用拡大、きのこの消費拡大などの取組を行う。
- ・学校給食での地場産物活用に向けた方策の検討や情報提供を行う。

#### **⑥地域生産物の旬を知り、味覚を育てる**

- ・基本味や旬の食材のおいしさを子どもたちに伝える。
- ・学校給食で地域の食材を活用し、味覚を育てる。
- ・地域の食材の味覚などを教える。
- ・味覚教育の導入について検討する。

### **◇方針3 環境の保全・食文化の継承**

#### **⑦食と環境との関係を考える**

- ・環境について考え、環境に調和した食生活を実践する。
- ・学校給食を通じて、食べ物を大切に作る心を育む。
- ・食べ残しの削減などの普及啓発活動を行う。
- ・環境と調和した食生活について普及啓発する。
- ・生ごみに関する3R（リデュース、リユース、リサイクル）を普及啓発する。
- ・クリーン農業や有機農業のPRや当該農産物の学校給食での利用を促進する。

#### **⑧食文化の継承**

- ・昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理があることを伝える。
- ・郷土料理や食文化の継承などについての指導や相談に努める。
- ・北海道らしい食づくり名人の活用による食文化の継承を図る。

#### **⑨食を楽しむ**

- ・家族と一緒に食事を取る楽しさを味わう。
- ・食事のマナーを身に付け、友人と食べる楽しさなどを指導する。
- ・学級担任等が準備、食事、後片付け等を通して、望ましい食習慣を形成できるよう指導する。

### **◇方針4 食育を推進する基盤づくり**

#### **⑩計画づくり・組織づくりを進める**

- ・食に関する指導の全体計画、年間指導計画などを作成し、改善・充実を図る。
- ・市町村食育推進計画を作成、実行する。
- ・必要な情報の提供などにより市町村食育推進計画の作成を促進する。
- ・食に関する指導の全体計画などの改善・充実のため、モデルプログラムや実践事例集などを提供する。
- ・保育所・認定こども園における食育計画の評価、改善などを行う。

### ⑪人材を活用・育成する

- ・食育に取り組む地域住民や農林漁業者などとの協働や、自主的な取組への支援を行う。
- ・北海道食育コーディネーターの派遣を斡旋する。
- ・北海道らしい食づくり名人の活用により食の担い手を育成する。
- ・食育の担い手の活動の周知と意欲向上のため、表彰制度を創設する。
- ・栄養教諭の任用促進や栄養教諭、学級担任、教科担任との連携した食に関する指導の実施する。
- ・食に関する指導に当たる教員研修を実施する。

### ⑫普及啓発を進める

- ・食育月間などでの普及啓発活動や、食に関する基本的知識や体験学習などの情報提供を行う。
- ・幼児・保護者に対する食育講座などを実施する。

### (3) 数値目標

- ・朝食を毎日食べている小・中学生の割合
- ・肥満者の割合(20-60歳代男性、40-60歳代女性)、20歳代女性のやせの割合
- ・栄養バランスの改善  
(野菜摂取量、食塩摂取量、脂肪エネルギー比率が25%以上の割合)
- ・食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている道民の割合
- ・ふれあいファームに登録している農家の割合
- ・グリーン・ツーリズム関連施設の開設件数
- ・北海道米の道内食率
- ・道民の小麦需要に対する道産小麦活用率
- ・学校給食における地場産物の活用状況
- ・北海道らしい食づくり名人登録数
- ・食育推進計画作成市町村数
- ・食に関する指導を行う栄養教諭の任用率
- ・食育に関心がある道民の割合

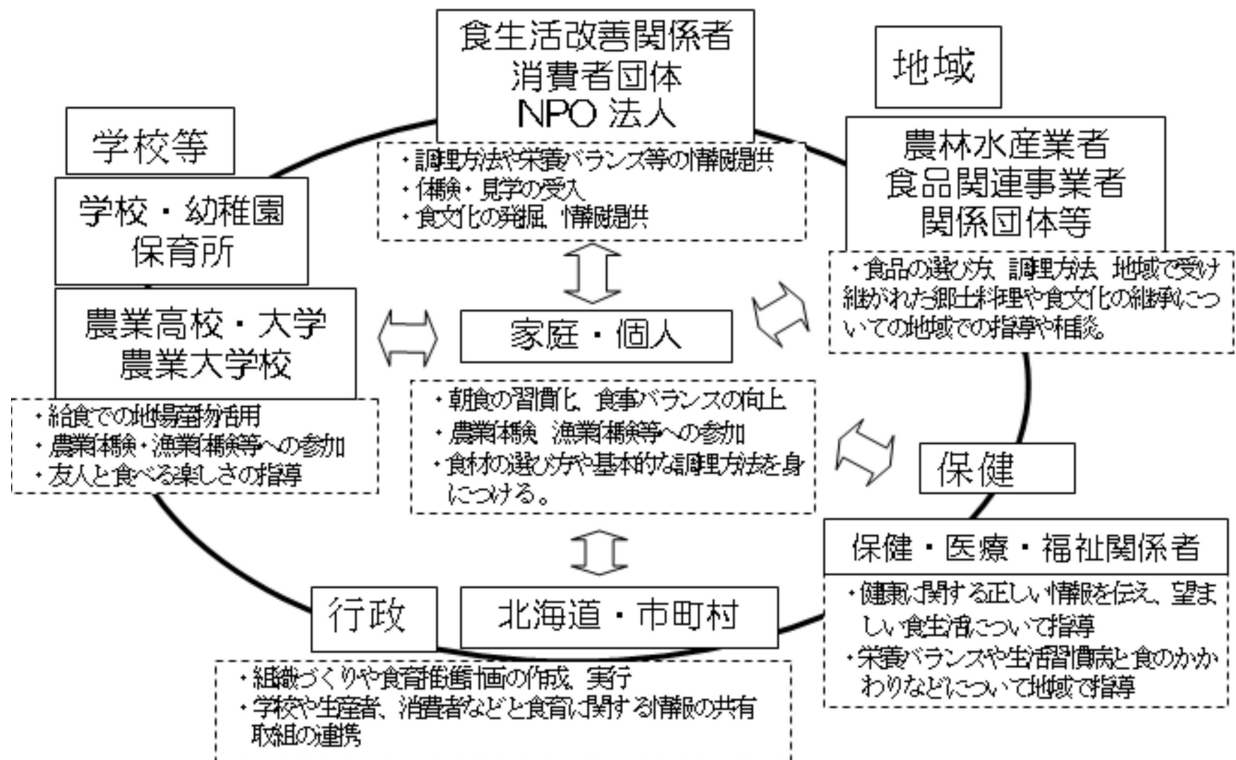
### (4) ライフステージごとの食育のポイント

- ・乳・幼児期から高齢期までのライフステージごとの主な食育の内容を整理

## 7 食育の推進体制

- ・食育は、その関係する分野が多岐にわたることから、食生活の基本となる家庭における食育の取組はもとより、学校や地域住民、NPO などボランティア団体、生産者など食関連産業の担い手といった様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、各主体が情報を共有し、相互に連携・補完しながら、計画の推進に努める。

## ■関係者の役割分担・連携



### (1) 地域段階における推進体制

- ・食育を効果的に推進するためには、地域住民と身近な市町村段階の取組が重要。地域の特性を生かした施策に関する計画立案・実施を担う市町村が中心となり、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携して取り組む。
- ・総合振興局、振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した食育の取組を推進。

### (2) 全道段階における推進体制

- ・北海道の食育に関わる様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」において、食育に関する情報の共有化やそれぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進める。
- ・道においては、有識者や食育実践者から意見を伺いながら、教育や保健福祉、水産林務、農政など庁内の関係部局からなる連絡会議などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進。